

各戸
配布

10月27日は

衆議院議員総選挙〔小選挙区選出議員
比例代表選出議員〕の投票日です!!
最高裁判所裁判官国民審査

南富良野町の投票所で投票できる人

(1) 南富良野町の選挙人名簿にすでに登録されている人

- ・平成18年9月2日以前に生まれた人
- ・令和6年6月1日以前に南富良野町に転入届をしている人
- ・令和6年9月1日現在で住民票が作成された日から引き続き3カ月以上住民基本台帳に記録されている人

(2) 上記以外の人で、今回南富良野町の選挙人名簿に登録される人

- ・平成18年10月28日以前に生まれた人
- ・令和6年7月14日以前に南富良野町に転入届をしている人
- ・令和6年10月14日現在で住民票が作成された日から引き続き3カ月以上住民基本台帳に記録されている人
- ・登録基準日 令和6年10月14日
- ・登録日 令和6年10月14日

(3) (1)のすでに選挙人名簿に登録されている人で

◎町外へ転出した人・・・郵送による不在者投票ができます。(他市区町村の選挙人名簿に登録されていない方)

※南富良野町の選挙人名簿に登録されない人

令和6年7月15日以後に他の市町村から転入した人は、南富良野町に住んでから選挙人名簿登録基準日まで3カ月になりませんので住所要件を欠いており、南富良野町の選挙人名簿に登録されないこととなります。

この場合、次の方法により投票することができます。

- ①以前の住所地の投票所に直接行って投票
- ②郵便による不在者投票

(ただし、以前の住所地の選挙人名簿に登録されていることが要件となります。)

投票場所と投票時間

すべての投票区で投票時間が午前7時から午後7時までとなっています。

投票区	施設名(投票区域)	投票時間
第1投票所	北落合地区コミュニティセンター(北落合区域)	午前7時～午後7時
第2投票所	落合地区多目的センター(落合区域)	
第3投票所	情報プラザ(幾寅・東鹿越区域)	
第4投票所	金山地区コミュニティセンター(金山区域)	
第5投票所	下金山地区多目的センター(下金山区域)	

☆入場券をもって

選挙管理委員会から配られた入場券をお忘れなくお持ちください。入場券をなくしたとき、その他わからないことがあるときは、投票所の係員に申し出てください。

☆字が書けないとき

心身の故障、その他の事由により自分で氏名等を記載することができない人は、当日係員に申し出てください。立会人が立会のもと係員が代わって書いてくれます。

☆候補者の名前はハッキリと

せっかく投票しても書いた字がわからないために無効になることがありますので、名前はハッキリと書いてください。

☆投票用紙をよく確かめて

今回の選挙は3種類の投票用紙が使われます。衆議院の小選挙区は第6区の候補者氏名、比例代表は政党名を、国民審査はやめさせた方がよいと思う人に×印を書いてください。

南富良野町選挙管理委員会

国政もあなたが主役の その一票

ご存じですか・・・期日前投票・不在者投票

投票日の当日、次の理由に該当し、投票することができないと見込まれる人は期日前投票・不在者投票ができます。

なお、病院、老人ホーム等における不在者投票においては、従来どおり行われます。

◎仕事又は冠婚葬祭の予定がある人

◎レジャーや買物等の私用で投票日に投票区内にいない人

◎郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者の手帳、または介護保険の被保険者証の交付を受けている方で、選挙管理委員会が発行した「郵便等投票証明書」をもっている方

身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険被保険者証
両下肢・体幹・移動機能の障害 【1級・2級】	両下肢・体幹の障害 【特別項症～第2項症】	要介護状態区分が 要介護5
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害 【1級・3級】	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	
免疫・肝臓の障害 【1級～3級】	【特別項症～第3項症】	

開票は・・・

開票事務は10月27日(日)午後8時30分より
町保健福祉センターみなくるで行われます。

期日前投票・不在者投票をすることができる期間

10月16日(水)から10月26日(土)まで

場所 南富良野町役場

時間 午前8時30分～午後8時00分

◎投票しようとする方は入場券を持っておいでください。

※入場券裏面の宣誓書に必要事項を記入のうえご持参いただくと受付が早くすみ
ます。

◎「身体障害者又は戦傷病者の方の郵便等による不在者投票(在宅)」の請求は

10月23日(水)までに請求してください。

◎国民審査の期日前投票について、衆議院議員総選挙と同日から投票できるよう
なっています。

★お知らせ★

不在者投票用紙等の請求について

不在者投票を行う場合は、町ホームページに請求書様式を掲載しておりますので、
必要事項を記載の上、選挙管理委員会まで郵送又はご持参いただきますようお願いい
たします。

また、ホームページからの取得が難しい場合は、請求用紙を郵送いたしますので、
選挙管理委員会までご連絡ください。

★くわしくは選挙管理委員会へお問い合わせください。☎52-2112